

令和3年3月11日

神奈川県行政書士会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公印省略)

産業廃棄物収集運搬業許可申請に関する手続きについて (協力依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、申請手続きを円滑に進めるため、別紙のとおり貴会員に周知していただくようお願い申し上げます。

〔 問合せ先
許認可グループ 柳谷
内線4162 〕

1 申請手引き及び県HPの改訂について（周知）

- 先日の研修でお伝えしましたとおり、令和3年2月初旬に、申請手引き及び県HPを改訂しましたので、改訂内容の詳細について以下の県HPをご確認いただきますようお願いいたします。

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f671/index.html>

2 申請手続きについて

- 行政書士が書類を作成する場合には、行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、申請書や届出書のカガミに行政書士の記名及び職印の押印をお願いしているところですが、守られていないことが多いため、周知徹底を引き続きよろしく申し上げます。
- 行政書士が申請書類を提出した後、補正書類が長期間にわたって提出されず、審査が停滞している案件が散見されるため、補正書類の進捗管理を徹底していただきますようお願いいたします。
※ 事業者側の都合もあるかと思いますので、補正書類の提出が遅くなりそうな場合は、県に一度ご相談ください。
- 「他の自治体ではこれで通った。」と主張し、補正依頼になかなか応じていただけない事例が散見されますが、申請や届出に関する具体的な運用は各自治体によって異なるため、申請や届出にあたっては、必ず神奈川県の手引きを一度ご確認くださいませようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会（日本産業廃棄物処理振興センター実施）が中止となっておりますが、オンライン講習会等は順次開催しておりますので、行政書士の皆様におかれましても、担当する事業者がすみやかに講習会の修了証を取得できるよう、可能な限りサポートしていただきますようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県では現在、郵送による申請も受け付けておりますが、郵送による申請であっても、郵送で申請する旨を必ず事前に県にご連絡いただきますようお願いいたします。また、郵送で收受した案件の中には、郵送申請の際の注意事項が守られていない事例（担当者氏名の記名漏れ、県収入証紙が貼付されていない、許可証送付用のレターパック等が同封されていない等）が散見されますので、郵送で申請する際には、先述の県HPに掲載している「郵送申請チェックリスト」を必ずご確認くださいませようお願いいたします。
- 一人の行政書士が複数の事業者の予約を1日にまとめて取った後、直前にキャンセルして別の日に移したり、当初予約した案件とは別の事業者に入れ替えたりする等の事例が見受けられますが、予約ミスに繋がる恐れがあるため、このような予約の変更はなるべく避けていただきますようお願いいたします。